

「樺細工の森」設定の取り組みについて

秋田森林管理署 ○ 古郡 宏
阿部 隆治
鈴木 敏夫

はじめに、私の勤務する角館森林事務所は、秋田県南部に位置する「みちのくの小京都」角館町にあります。桜と武家屋敷、それに樺細工等の工芸品が有名な町で、観光客も年間を通して途切れることがなく、結構にぎやかな観光地です。

樺細工はもともと武家の内職として始まり、500年の伝統の中で磨き抜かれた技術は特に優れており、昭和51年には国の伝統工芸品に指定（現在198種21番目）され、今では秋田県を代表する伝統産業となっております。

現在、300人程の職人が樺細工に携わっており、年間生産額は約10億円にのぼり町の工業生産額に占める割合は、平成10年度で約11%で、観光産業と一体となって町の重要産業に位置付けされております。

樺細工の原材料となる桜皮は、特有の光沢・強靱さ等が要求され、これらを満たすものとして山地に自生するヤマザクラ等の限られた品種であることから、仕入れが年々困難になり、東北一円はもとより、遠くは関西方面からも仕入れているのが現状であります。

桜皮は、昭和60年頃の最盛期には約100tの消費がありましたが、現在ではやや少なく約80tとなっています。

この桜皮を確保するために、町でもヤマザクラの育成に取り組んできました。

分収造林

対象地	面積	植栽年	植栽樹種	本数
国有林	2.1 ha	S59～H4	紅ヤマザクラ	6万本
民有林	1.12 ha	S48～H14	〃	2.4万本
計	1.33 ha			3.0万本

このように、町としても桜皮の確保に向けて、積極的にヤマザクラを植栽してきておりますが、手をかけて育てたものはどうしても自然に成長したものと比べて、光沢・強さが劣ることから、ある程度成長したら一度伐採して萌芽更新をさせるなど地道で長い年月を要す取り組みとなっています。

このような状況の下、角館町及び樺細工業界より地元の国有林から継続性のある桜皮の供給を趣旨とした要望書が提出されました。

当署では、このような地元の要望に積極的に応えるため、何が出来るのか検討し、平成14年度から林野庁で取り組むこととした「ヘリテイジの森」として国有林のヤマザクラを保護し、桜皮の安定供給を図ることとしました。継続性のある販売を行っていくためには、まずヤマザクラの保護を図っていく必要があることから、当署・角館町・角館工芸

協同組合の三者で、ヤマザクラの保護及び桜皮の採取・販売に関する協定を結び、「ヘリテイジの森」を「樺細工の森」と命名し実施してきましたので、概要を紹介します。

桜皮の採取は、樹木の生命線である形成層を破壊しないように剥ぐことから、剥皮した箇所には再度樹皮が形成され成長を続けますが、同一部位からは2回の剥皮が限度といわれています。

従って、継続的に採取していくには、後継樹の成長を待つ他ないことから、国有林を区割りし順次採取していくこととしました。

「樺細工の森」の対象区域は、保護林や観光地などで特に配慮しなければならない箇所を除いた国有林とし、ヤマザクラが生育している林地であれば人工林や薪炭共用林も対象地にできることとしました。(薪炭共用林組合からも協力合意済み)

協定の主な内容は、

- 1 角館町及び角館工芸協同組合は、「樺細工の森」に設定したい箇所と数量等について採取計画書を提出して署長の承認を受けること。
- 2 ヤマザクラを保護していくために、角館町及び角館工芸協同組合は適宜巡回を行いその状況を記録しておくこと。
- 3 角館工芸協同組合は、「樺細工の森」現地の見えやすい場所に表示板（区域・買い受け物件名・契約期間・契約者氏名・等）を設置して保護地域であることを周知させること。
- 4 採取に当たっては、ヤマザクラが枯損しないよう別に定める「樺細工原皮採取要領」によること。
- 5 ヤマザクラの樹皮採取従事者は、角館町長が認定した技術者に限るものとする。

以上のような内容を定め、当署管内の桜皮は角館工芸協同組合に優先的に採取させることとしました。

また、協定期間は、地域管理経営計画期間と整合させ、更新も可能としております。

平成14年度の樺細工の森

位置図・・・別紙1

1118林班から1170林班までの14林班 約1,000 ha

販売方法

採取計画書に基づき、当年度の採取計画数量で角館工芸協同組合理事長との随意契約で概算販売とし、終了後に精算する。

採取者は、採取後速やかに森林官の数量検査を受けるものとする。

平成14年度販売実績

採取時期 平成14年8月5日～平成14年9月18日

契約予定数量 400kg

精算数量 377kg

最後に、当署では今後、除伐・間伐・択伐などではヤマザクラを切らずに、国有林全域で保護するよう指導するとともに、今回の取り組みを通して、国の伝統工芸品であり、町の重要産業である樺細工の発展と継承に微力ながら協力することにより、地元・地域と密着し、まさに「開かれた国有林」の実践活動を通じてそのイメージが浸透していくことを願っているところであります。

平成14年度「樺細工の森」設定位置図



凡 例	
	森林管理局界
	森林管理局分局界
	森林管理署界
	森林管理署支署界
	国有林
	森林管理局・分局
	森林管理署・支署

1:1,500,000
0 25 50km